

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
• 業務規程の一部改正新旧対照表	1
• 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	2
• 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	3

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。））、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年5月9日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。））、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引時間)</p> <p>第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前場終値 午前<u>11時35分</u>から午後0時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年5月9日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(取引時間)</p> <p>第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前場終値 午前<u>11時5分</u>から午後0時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分までとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前<u>11時35分</u>から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分までとする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から9時まで、午前<u>11時35分</u>から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年5月9日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分までとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から9時まで、午前<u>11時5分</u>から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分までとする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から9時まで、午前<u>11時5分</u>から午後0時30分まで及び午後3時35分から4時30分までとする。</p> <p>2・3 (略)</p>